

メルクマールとしてのベネフィット・コーポレーション ～株主厚生観点から～

奥乃真弓（東洋大学）

営利法人である株式会社では、取締役・執行役の善管注意義務および忠実義務は、「市場価値としての株主利益最大化」（株主利益最大化）を図る義務と理解されてきた。一方、近年、株式会社は株主利益最大化ではなく株主厚生（shareholder welfare）の最大化を目指すべきという見解が注目を集めている。企業にとって重要な経営課題であるサステナビリティの向上に加えて、ESG や SDGs の検討は世界的な潮流であり不可避である。こうした中、関心が向けられるのが株主利益最大化と同時に、社会的課題の解決を目指す Benefit Corporation という法人形態である。アメリカの多くの州で、Benefit Corporation が導入されており、日本でも「新しい資本主義（ステークホルダー論）を巡る識者の議論の整理（令和3年10月26日）」において検討がなされている。本発表では、Benefit Corporation という新たな法人形態は、株式会社の目的にどのような影響を与えるのか、比較法の観点から検討する。